

## 聞くだけ完成 会社法

### <全体概要編>

#### ① 会社法とは何か

##### (1) 会社法の存在意義

会社法 = お金儲けのための道具としての「会社」という仕組みを私たちに提供する法律

= 日本経済が上向いて、みんなのためになるのが究極目標

##### (2) 持分会社と株式会社

お金儲け(事業)がしたい

↓でも

一人でやりたくない

o r

お金がない(担保がないから貸してもらえない・そもそも持ってない)

⇒ みんなで事業をできるようにする → **持分会社**という仕組みを提供する

じゃあ・・・？

⇒ お金を集められるようにするには、どうしたらいいの？

1 事業を一緒にする人から、集める！

← 事業をやりたい人も、お金持ちばかりじゃない。お金持ちかつ一緒に事業をやってくれる人がいないとお金が集まらない。

= かなり効率がわるい。お金儲けのための道具としてはよろしくない。

2 事業はしないけど、ちょっとお金持ってる人から少しずつ集める(出資をつのる)！

← 小金は持ってるけど、事業を自分で起こしてやる気力はない(事業はうまくいくこともあれば、うまくいかないこともある。端的に言うとコスパが悪い。リスクーなのです。なので、リスクがきらいな人たちはお金をこつこつ貯めて、使っていない。)人は世の中にたくさんいる。その人たちから少しずつでもお金を集めれば、事業ができる！

⇒ これなら効率がいいし、使われてないお金を使って経済活性化もできる。

= これが、**株式会社**という仕組み！

↓

じゃあ、どうしたら、事業はしないけど、お金は出してくれる(出資する)ようになるの・・・？  
→ お金は出すけど、事業はしない、だけど儲けたい。こんなニーズを満たしつつ、究極目標である日本経済活性化を図らないといけなくなった会社法。

↓

いろんな利害のバランスを調整し、株式会社を、会社(事業やる人)・株主(お金を出す人)・会社債権者(取引して一緒に経済回す人)・国民(影響受ける人)全員にとって使い勝手が良く、かつ、利益を生み出す道具にしないとダメになった。

↓

そのせいで、規定が膨大に！

・・・でも、使い勝手はいいので、一番よく使われております・・・

### (3) 会社法に登場する人物

まず抑えてほしいのが、会社法は

「人間」 = 自己の経済的利益を最大化するべく、効率的かつ合理的に動くもの  
と考えているということ。

なので、人とはかなりドライな(情が移ったとか、まあしょうがないと寛恕するとかいたしません。金がないの？じゃあさいなら、といった感じ。金儲けの道具を決めている法律なんでしゃあないですな！)動きを取るものだ、と想定しています。ここを読み違えると、判例を誤解したり、特段の事情を広げすぎたり(判例の想定よりもはるかに広く個別事情をひろってしまうこと)します。で、点がうまくとれなくなってしまいます。くれぐれも、「この人可哀相！救済しなきゃ！」を暴走させないように、ご注意ください。

そして、基本的な会社像(取締役会設置会社)においては

株主は経営の才能ゼロ！だけど金ほしい！会社の実質的所有者として尊重して！という人物、

取締役は経営の才能はあるけど、自己利益最大化のため、会社を食い物にする可能性ありな狂夫人物、

ということが前提となっています。

この前提に立って仕組みを作っているのだから、仕組みを読み取る際には

「わがまま株主をどう納得させてるのかなあ」

「取締役にどう首輪はめてるのかしら」

というところを意識してもらえるといいなあと思います。よく出題されるのはこの二つの観点から敷かれている規制です。ええ、ここが根本です。

## ② 株式会社の仕組み(ざっくり版)

### (1) 株式会社の基本① 外骨格

事業をやる気はないけど、お金を持っている人からお金を集めないといけない。

↓

何もメリットがないのにお金をくれる人はいません。

そして、株主候補の人は、「事業したくないけど、お金ほしい」という考えを持っていることになってます。

↓そうすると・・・

1 事業は別の人がやってくれるよ！

(所有と経営の制度的分離 331条2項)

2 株主(会社にお金を出した人のこと)になってくれたら、

会社に利益でたときはその分お金を払うよ(剰余金分配請求権 105条1項1号)

会社を辞めるときは残った財産を皆で分けるよ(残余財産分配請求権 105条1項2号)

という、「事業はしなくていいけど、お金儲けができるよ」というウマウマな仕組みをつくるしかありません。

↓

さて、株主候補の人はなぜこう頑なに事業がしたくないのでしょうか。それは、リスクが高く、下手すれば一文無しになるからでした。

なぜ一文無しになるのか？

事業をしている人は取引の相手方に対して発生した債務を弁済しなくてははいけません。会社のお金がつきても、自分の資産が残ってる場合は弁済完了するまで吸い上げられます(直接無限責任)。

これが嫌なんですね。失敗したらどこまでも追っかけてくる借金取り……。破産するまで終わらず、仮に不法行為でもしていたら、不法行為によって発生した債務は破産では消えません。こっちがこの世から消えないと終わらないんじゃ・・・と悲観してしまうのも無理からぬこと。

なので、いくら「事業しなくていいよ」と言っても、「お金一円でも出したら一生追いかけてまわされるんやろ、そんなんいやや！」と言ってお金を出してくれません。「おっかけまわされへんよ、大丈夫」となだめないといけないわけです。こまったわあ……。

↓

そこで、会社法は「株主さんは、会社に払い込んだ金額分しか責任を負いません！」ということにしました。これで借金取りに追いかけてまわされずに済みますね。これを、株主の間接有限責任の原則(104条)と言います。

株主になるには、会社にお金を払いこまないといけない(設立時：34条、36条1項、3項、63条1項、3項、成立後：208条1項、5項、281条1項)ことになっています。そのため、株主さんがお金を会社に払っていない状態であって、直接借金取りがお金を取り立てに行けることはあり得ません。これが「間接」ということの意味です。株主になるときにすでに責任は果たしているのです、株主さんは会社になんら責任を負いません。お金もらうだけ！

↓

さて、株主さんはウハウハです。責任を負わずにお金がもらえる(もちろん、会社に出したお金の比例する形ですが。)のですから！うまくやれば、労働せずに暮らせるかも。

会社はお金が入ってきて事業ができる。株主もウハウハ。さて、会社債権者さんはどうでしょうか。最初にお話したように、会社法は株主・会社・会社債権者という三者のバランスを図っています。会社債権者さんもこのままでオッケー！というのなら、話は早いのですけどね。どうなのでしょう。

↓

会社債権者さん最大の関心は、「会社が債務をきちんと履行できるのか」、これに尽きます。債務をきちんと履行するのに必要なのは？そう、お金です。何をやるにも必要なのはお金。なので、会社債権者さんは、「会社にきちんとお金があるのかな。無駄遣いできるような仕組みだったら、取引したくないなあ」と思うわけです(想定)。会社の人間の人柄がいいとか、そんなことあどうでもいいわけです。金払え、金。

↓

さあ、では、債務の履行に回すお金(=会社財産)は今までの仕組み上、どうなっていたでしょうか。そう、株主さんが払い込んだお金だけ！なんです。株主がめっちゃくちゃお金を持っていたとしても、会社に払い込んだお金だけが、債務の履行に用いることができます(これが有限責任だ！104条)

↓

これはたまったものではありません。会社債権者としては、会社にあるお金しか頼りにできないということです。会社財産が無駄遣いされないかが心配で心配でたまらん！取引したくない！と思うわけです。あれ、株式会社制度、使ってもらえなくなっちゃうんじゃ・・・。

↓

これはいかん！ということで、会社法は会社債権者さんに安心してもらえるように制度を作りました。え、有限責任やめちゃえばって？そうしたら、最初の目標である、事業やる気ないやつからお金を集めて事業しちゃおうという目論見(社会に散在する少額資本を結集してやつですね。)がペアです。なので、有限責任やんぺ、はできません。なので、会社法としては、「有限責任ではございますが、あなたさまの心配するような事態が発生しにくいように仕組みを作っております！」と大きな声で言わないといかんわけです。

↓

この債権者保護の制度。とてもたくさんあります。なんでかって？会社財産が流出するタ

イミダなんて山ほどありますからね。その中でも重要なものを見ていきましょう。

#### 1 株主が「出資したお金返して」という場合。

株主さんが事業に出資する理由は、「お金がいっぱいもらえそうだから」ということにつきます。なので、お金がいっぱいもらえなさそうな会社からは手を引こう、ということになるわけです(ほら、ドライでしょ?)。手を引くときに、お金を置いていってくれば(見る目なかった僕がわるいんだ・・・と)いいのですが、自己の利益を最大化する経済的合理人がそんなことするわけありません。「きみの事業から手を引くから、君にわたしたお金、返してくれるかな？」と出資金の返還を求めてくるのです。これを許していると、会社財産はあっという間になくなります。株主が払い込んだお金が会社財産なんです。そこからお金が流出する。会社債権者としてはたまったものではありません。

そこで、会社法は「原則、会社から手を引くときに、出資金を返還してなんて言えせん！」としています。(例外的に出資金を会社財産から返還することが許される場合であっても、つど、会社債権者さんを保護するための制度が用意されています。債権者保護制度がない場合は、保護しなくても大丈夫だと会社法が判断したということです。)

これで株主のせいで会社財産が流出する可能性が減りました、安心安心・・・って、今度は株主がたまったものではありません。いったん事業に出資したら抜けられないじゃあないのよ！ということになってしまいます。あ、やばい、誰も出資しなくなっちゃう・・・。

そこで、会社法は、会社財産を流出させず、かつ、会社から手を引くときに出資金相当額(投下資本と言います。)を回収できる方法を編み出しました。

#### **株主としての地位、売っちゃえばいいんじゃないね？**

株主であることは利益を生み出します。株主の地位には価値があるのです。私にはもういらぬものでも、ほかの誰かにとっては要るものかもしれません。売って、お金に変えて、投下資本を回収しましょう！ということですね。

これが、株式譲渡自由の原則(127条)です。この原則が維持されることで、株式会社制度はなんとか会社債権者と株主との間のバランスを図っています。というわけで、この原則、とっても重要なのです。(この原則の例外を認めるときでも、会社法は何とかして投下資本の回収ができるように図っています。それくらい、重要です。)

そして、売り買いをしやすくするために、会社法は株主としての地位を、株式という細分化された均等な割合的単位の形をとる株式会社の社員としての地位にしました。買いやすい単位にわけ(必ずひとまとまりで売買しないとイケないとする、買主が見つかりにくくなりますから。これを細分化と言います。)、分けたあとの大きさを均一にし(細分化した後の大きさがバラバラだと、大きな市場で取引する時には手間です。手間を惜しむのが経済的合理人ですから、そもそもそんな扱いにくいものは取り扱わない、となってしまいます。これが表現されたのが「均等な」という部分です。)、会社の実質的所有者としての影響力を割合として規定することにしたわけです。こうすることで、株式を買った後に、自分がその株式会社の中でどれくらいの影響力を持ち、どれくらいの利益にあずかること

ができるのが計算できるようになるのです。これらがわかれば、売買の目的物としての価値がどれくらいなのかが手間をかけずに判断できるようになり、経済的合理人たちに取扱ってもらえるようになります。ここまでしてやっと、株式譲渡の舞台が整うわけです。

↓

そのため、株主は自分の持っている株式に応じて、平等に取り扱ってもらえるということになります(株主平等原則 109条)。そうじゃないと、怖くてだれも売買しませんからね。

## 2 株主に、利益を分配する場合(剰余金配当)

株主に投資をお願いするときの売り文句はこうでした。「利益がでたら、わけわけするよ!」どっから分け分けするお金が出ているのか。そう、会社財産です。仮に、会社が際限なく株主に財産を分配したらどうなるか。会社財産無くなります。会社債権者に債務が履行できなくなります。え?そんなことしない?自分の利益だけ考えてるじゃないかって?会社法で想定されている人はみんなそんな人ですよ?規制がなかったら、自己利益最大化のために行くところまで行く。

じゃあ、剰余金配当やめます?いや、そうすると、株主からおかね集められなくなるし…。というわけで、ここでもまた、株主と会社債権者の調整をしないといけません。剰余金は配当させないといけない、でも、やりすぎると会社債権者に怒られる。

そこで会社法は「よし、ある一定の額を超えたら、配当できる。超えなかったら、配当できないってことにしよう!」と決めました。

これが、資本金制度(445条、458条等)です。

資本金として定められた額を、会社財産の額(厳密な話は計算のところでやります。)が超えたら、超えた分だけ配当できる(分配可能額 446条)。超えなかったら、配当できない=会社財産の流出を許さない、ということにしました。これで、会社債権者さんとしては、資本金の額までは会社にプールされているはずだ、とまだ信用できるでしょう。会社に実際に財産があるかどうか、という問題は、会社が会社財産を使って事業をしていることから、会社と会社債権者さんとの間の調整問題だ、ということになります。

## 3 会社の経営がへたくそな場合(任務懈怠)

後から詳しくやりますが、株主は経営の才能がゼロかつ、事業をしたくないので、実際の事業は経営のプロである取締役任せます。さて、経営の才能がない人に、経営の才能のある人が見分けられるでしょうか?そんなこと言ってたら、株式会社制度が破たんするので、会社法は「取締役を誰にするかは株主に任せる」ということにしています。

そうすると、経営の才能がそんなにない人が、事業をやり、会社を経営するという事態も起こりうるわけです。ええ、制度上そうなります。そうすると、会社財産を増やすどころか食いつぶし、会社債権者の債務の履行のために必要な財産(会社債権者の引き当て財産と言います)が残っていない、ということもあり得ます。